



2022年10月3日

各 位

会 社 名 株式会社 WOW WORLD GROUP  
代表者名 代表取締役社長 グループ CEO 美濃 和男  
(コード番号: 5128 東証プライム)  
本社所在地 東京都品川区西五反田七丁目 20 番 9 号  
問合わせ先 グループ CFO 兼経営企画室長 山下 浩昭  
TEL (03) 6387-0080 (代表)

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、2022年10月3日開催の取締役会において、下記の通り、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株式発行」といいます）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 発行の概要

(1) 払込期日	2022年10月31日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 18,068株
(3) 発行価額	1株につき880円
(4) 発行総額	15,899,840円
(5) 割当予定先	当社取締役(監査等委員である取締役を除く。) 1名 6,705株 当社子会社取締役 3名 11,363株
(6) その他	本新株式発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出いたしました。

##### 2. 発行の目的及び理由

当社は、当社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対し、対象取締役の在任期間中を通じた当社の企業価値の持続的な向上を図る貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

また、2022年6月28日開催の株式会社 WOW WORLD 第27回定時株主総会でご承認いただいた株式移転計画の当社定款附則第2条において、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬の総額を、対象取締役については年額

30 百万円以内とすることを定めております。なお、本制度においては、対象取締役のほか、当社子会社の取締役（以下、対象取締役とあわせて「対象取締役等」と総称します。）に対しても、対象取締役に對するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給することとしております。なお、本制度の概要等については以下のとおりです。

#### 〈本制度の概要等〉

対象取締役等は、本制度に基づき当社又は当社子会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

今回、対象取締役等の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日開催の当社取締役会（当社取締役以外の対象取締役等については当社子会社が定める報酬決定に係る手続き）において、対象取締役等の 4 名に対して合計 15,899,840 円の金銭報酬債権を支給することを決定いたしました。また、本日開催の当社取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等の 4 名が金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式 18,068 株（以下、「本割当株式」といいます。）の割当てを受けることを決議いたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を当社又は当社子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までとしております。

本新株式発行に当たっては、当社と譲渡制限付株式の割り当てを受ける対象取締役等との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

#### 〈株式割当契約の概要〉

##### (1) 譲渡制限期間

対象取締役等は、本割当株式の払込期日から当社又は当社子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

##### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社又は当社子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、対象取締役等が、本譲渡制限期間中に、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、対象取締役等が保有する本割当株式のうち払込期日から対象取締役に對する退任又は退職等した日を含む月までの月数を 9 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合は、1 とします。）に、当該時点において対象取締役に對する保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

##### (3) 無償取得事由

対象取締役等が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する期間を、必要に応じて合理的に調整いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### (5) 株式の管理

対象取締役等は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本株式発行における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2022年9月28日の東京証券取引所における株式会社 WOW WORLD 普通株式の終値である880円としております。これは、株式会社 WOW WORLD 普通株式1株につき当社普通株式1株が割当交換されたこと及び当社設立登記日（株式移転効力発生日）直前における株式会社 WOW WORLD 普通株式の最終売買日の終値であることから、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上